

○議長（茅沼隆文）

続いて、日程第10 報告第5号 専決処分の報告について（証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）を議題といたします。説明を担当課長に求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（井上 新）

それでは、報告第5号 専決処分の報告について（証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）。

町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

平成28年2月2日提出、開成町長、府川裕一。

1枚おめくりください。

専決処分書。町長の専決処分事項に関する条例（平成22年開成町条例第11号）の規定により指定された町長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

平成28年1月12日、開成町長、府川裕一。

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）の改正に伴い、同法を引用する証人等の実費弁償に関する条例（昭和34年開成町条例第7号）の規定を整理する必要があるため、別紙のとおり証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。

1枚おめくりください。

開成町条例第1号、証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例。

証人等の実費弁償に関する条例（昭和34年開成町条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

こちらは、今、若干説明しましたけれども、農業委員会等に関する法律の改正を受けまして、昨年11月、随時会議におきまして町条例の改廃を行ったところです。その後、4月の法施行に当たりまして他条例の内容精査を行ったところ、本件、証人等の実費弁償に関する条例、こちらの内容につきまして、農業委員会法の改正に伴う条ずれを確認いたしました。内容につきましては修正はございませんが、29条が35条に条ずれをしたことから今回の専決となっております。

これは、町長の専決処分事項に関する条例2号の「法令の改正又は廃止に伴い、条例中の当該法令の題名、条項または用語を引用する規定を整理する場合で必然的に改正を要し、独自の判断をする余地がないときに限り当該法令の題名、条項または用語に係る規定を改正すること」、これに該当しますので、専決処分とさせていただいております。

それでは、表の改正前、改正後をご説明いたします。

1の第1条中「第29条」を改正後は第1条の中段「第35条」に、同じく2条の6号「第29条」を同じく第2条の6号中「第35条」に改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成28年4月1日から施行するという形でございます。

説明は以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

質疑がないようですので、報告第5号 専決処分の報告について（証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて）の報告を終了いたします。